

# 佐野市 3 世代同居・近居推進事業

## 1 制度の概要

佐野市では、本市への新たな人の流れをつくり、移住及び定住の促進を図るとともに、3 世代家族の形成を促進し、子育て環境の向上や高齢者が安心して暮らせる住環境をつくるため、本市外に居住する子ども世帯※が本市内に居住する親世帯と 3 世代同居等※をする場合に、「転入奨励金」及び「住宅取得等補助金」を交付するものです。

※子ども世帯：高校生以下の子ども（出産予定を含む）がいること。

※3 世代同居等：子ども世帯と親世帯が同居※または近居※すること。

※同居：子ども世帯と親世帯とが同一家屋に居住すること、又は同一の敷地内に居住すること。

※近居：子ども世帯が居住する住宅と親世帯が居住する住宅とが同一小学校通学区域内に居住すること。または両住宅間の距離が直線で 750m 以内の範囲内に居住すること。

## 2 対象者

### (1) 転入奨励金

以下のすべての要件を満たしている子ども世帯の世帯主が申請できます。

- ・平成 28 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までに、本市外に 1 年以上居住する子ども世帯が、本市内に 3 年以上居住する親世帯と住民票の異動を伴う 3 世代同居等をする事。
- ・3 年以上 3 世代同居等をする見込みであること。
- ・子ども世帯の世帯主または配偶者が親世帯の直系卑属であること。
- ・3 世代同居等を行う住宅が生活の本拠地であること。
- ・子ども世帯と親世帯の世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
- ・生活保護法による保護を受けていないこと。
- ・この補助金を過去に受けていないこと。

### (2) 住宅取得等補助金

子ども世帯または親世帯の世帯員で、3 世代同居等のための住宅の新築、購入、増築及びリフォームに係る工事請負契約または売買契約を行った方が、申請できます。（共有の場合は代表者とします。）

- ・上記（1）全ての要件を満たしていること。
- ・平成 28 年 1 月 1 日以降に住宅取得等に係る工事請負契約または売買契約を締結していること。
- ・自らが居住する住宅であること。
- ・新耐震基準に適合していること。
- ・増築については、増築する床面積が 10㎡以上であること。
- ・増築、改築、リフォーム工事の内容は次のとおりです。
  - 世帯員自らが居住するための増築
  - 屋根、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
  - 床、内壁等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
  - 雨戸、サッシ等の取替え等の建具工事

○電気、ガス等の設備工事

○トイレ、風呂、キッチン等の水回りの改修等の給排水工事

### 3 補助額

(1) 転入奨励金 100,000円

(2) 住宅取得等補助金

○新築・購入（同居） 400,000円 ○増改築等（同居） 200,000円

○新築・購入（近居） 200,000円 ○増改築等（近居） 100,000円

### 4 申請について

住民票の異動の日から平成32年3月31日までに、次の書類を添えて下記へ持参または郵送してください。

(1) 転入奨励金

- ・転入奨励金支給申請書（様式第1号）
- ・子ども世帯全員の戸籍全部事項証明または戸籍謄本及び戸籍附票
- ・子ども世帯及び親世帯の世帯員全員の住民票
- ・市税等を滞納していない旨の証明書
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・母子手帳の写し（出産予定の場合）

(2) 住宅取得等補助金

- ・住宅取得等補助金交付申請書（様式第7号）
- ・転入奨励金支給申請書を除く上記（1）の書類
- ・工事請負契約または売買契約の写し
- ・建築物の登記事項証明書

### 5 申請・問合せ先

佐野市都市建設部 空き家対策室

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3028 FAX 0283-20-3035

E-mail akiya@city.sano.lg.jp